

住宅都市局週休2日工事実施要領（営繕工事）

（目的）

第1条 本要領は、住宅都市局が施行する工事（住宅都市局以外が発注し、協定等に基づき住宅都市局が施行する工事を含む。土木工事共通特記仕様書を契約図書とするものを除く。以下「営繕工事等」という。）における週休2日の取組を行うために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- （2）対象期間 現場着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。
 - ア 年末年始（6日間）
 - イ 夏季休暇（3日間）
 - ウ 工場製作のみを実施している期間
 - エ 工事全体を一時中止している期間
 - オ 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間
 - カ 家屋調査など、現場外における調査等のみを行っている期間
 - キ 設計図書においてあらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等。ただし、労働安全衛生関係法令は遵守すること。）
 - ク その他、監督員が認めた期間
- （3）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- （4）現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- （5）4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」といい、小数第2位を切り捨て小数第1位までとする。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
- （6）現場着手日 現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日をいう。
- （7）工事完成日 契約約款第31条第1項に基づく工事完了届に記載された完了年月日をいう。
- （8）契約依頼 契約事務等の手続に関する規程第14条に基づく、財政局主管課長に契約を依頼することをいう。

（対象工事）

第3条 次の各号に該当する工事を除き、全ての営繕工事等を対象とする。

- （1）工期が2か月未満の工事
- （2）現場施工が5日以内の工事
- （3）社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事等）
- （4）前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、次のいずれかによる。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(労務費の補正等)

第5条

(1) 補正方法

週休2日工事において、以下のアからウまでの現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

ア 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上)

1. 05

イ 4週7休以上4週8休未満(現場閉所(現場休息)率25%(7日/28日)以上28.5%未満)

1. 03

ウ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%(6日/28日)以上25%未満)

1. 01

(2) 積算及び変更方法

ア 発注者指定方式

4週8休以上を前提に(1)アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1)イ及びウの補正は考慮しない。

イ 受注者希望方式

現場閉所(現場休息)の状況を確認後、(1)アからウまでの現場閉所(現場休息)の状況に応じて、労務費を補正して工事費を積算し、契約約款第23条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び現場着手日前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組みを希望しない場合を含む。)については、変更の対象としない。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事である旨等の明示は、設計図書に週休2日工事である旨を記載すると共に、契約依頼を行う際の契約依頼書の特記事項に「週休2日工事(〇〇方式)」と記載する。

また、発注者指定方式の場合は、工事件名の後に「(週休2日)」を付け加える。なお、工事表示板や近隣挨拶資料等、契約に係る手続き及び住宅都市局工事施行要綱に定める様式以外においては「(週休2日)」を記載しなくてもよい。

(現場閉所(現場休息)の確認方法)

第7条 現場閉所(現場休息)の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現場着手前

- ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程表を作成する。

(2) 現場着手後

- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「工事日報」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(3) その他留意事項

- ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ウ 発注者の都合により追加工事や工事一時中止を行うことになった場合など、対象外とする期間等を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者とで協議する。
- エ 各受注者は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表等を作成する際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(契約変更手続き)

第8条 労務費補正に係る変更契約の契約依頼は、契約終了日の20日前までに行い、変更契約は工事完成日から契約終了日までの期間内で行う。契約依頼を工事完成日前に行う場合は、受注者と十分に協議を行い週休2日達成の見込みを立てた上で行う。

(週休2日工事の対外的な表示)

第9条 受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。記載内容は次の例を参考とし、大きさは日本産業規格A3サイズ以上とする。
なお、週休日が不定期となる場合等は「注：本工事では現場事情により、平日も含めた不定期な休日により週休2日の確保に取り組んでいるため、土日祝日に作業を行う場合がございますので、ご了承ください。」等の文言を追記し、近隣に分かりやすい表示とする。

記載例

<p>週休2日工事</p> <p>この工事は、建設現場における労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。</p> <p>工事件名：○○○○工事 発注者：名古屋市住宅都市局○○部○○課 施工者：○○建設株式会社</p>

(適正な工期の確保)

第 10 条 発注者は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省)等に基づき、適正な工期を設定する。

(工事成績評定)

第 11 条 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休 2 日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 1 日に施行する。